

第6回 門真市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成26年6月30日（月） 午後2時～午後3時

場 所：門真市役所 本館2階 大会議室

出席者：合田 誠、中塚 泰彦、川西 利則、吉兼 和彦、山根 保、乾 明雄、北川 絵美子、
嶋岡 由紀、今村 孝子、澤田 順一、東口 房正、邨橋 雅広、内藤 弘子、
清水 光子、栗原 弓子

事務局：教育委員会事務局こども未来部…河合部長、大矢次長

教育委員会事務局学校教育部…満永総括参事

こども政策課…山課長、森参事、湯川課長補佐、難波係員、山本係員

子育て支援課…三宅課長

保育幼稚園課…森田課長、花城課長補佐

傍聴者：4名

- 議 題：1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について
2. 保育の必要性の認定に関する基準（案）について
3. その他

<開会>

（事務局挨拶及び資料確認）

（委員長挨拶）

- （1）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について

事務局 それでは、議題1についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

1 ページ、2 ページにつきましては、前回の確認基準の資料と同じ内容となっておりますが、新制度で給付を受けるためには、「認可」に加え、「確認」を受けていただく必要がございます。このうち確認基準を前回諮らせていただきましたが、今回は認可基準についてお諮りするものでございます。

2 ページには、それぞれの認可権者・確認権者について記載しております。このうち、認可につきましては、幼稚園、保育所等の施設型給付については大阪府、また小規模保育等の地域型保育給付については、市町村が認可を行うこととなっておりますため、地域型保育事業である家庭的保育事業等の認可基準を定めることとなっております。

3 ページにお進みいただきますと、地域型保育各事業の概要を記載しております。地域型保育事業は、大きく分類いたしますと、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業で構成されております。1つ目の家庭的保育事業は、定員5人以下の家庭的な雰囲気の下で行う保育事業であり、現在の保育ママ制度からの移行が想定されております。2つ目の小規模保育事業につきましては、定員

6人～19人までの小規模な保育を行うもので、運営形態からさらに3つの類型に分類されます。3つ目の事業所内保育事業につきましては、企業が主に、従業員向けの保育事業を行っている場合で、従業員の子どもに加え、地域の子どもを受け入れた場合に地域型保育事業の対象となるというものでございます。4つ目の居宅訪問型保育事業につきましては、子どもが障がいを持っているなど集団保育が困難である場合に子どもの居宅において1対1で保育を行うものでございます。

4ページには、今の分類を踏まえた認可定員や保育の実施場所ごとの各事業の位置付けを図式化しております。

5ページをご覧ください。今回の認可基準につきましても、前回お示しした基準と同様に、国が定める基準案を踏まえて、「従うべき基準」若しくは「参酌すべき基準」の区分に従い、市の基準を定めることとなっております。なお、参考資料1として、国の基準が規定されております厚生労働省令についてもお配りしております。

具体的な基準項目を6ページ以上に記載しております。はじめに、4つの事業全てに共通する基準を記載しております。また、国の基準項目のうち、「従うべき基準」につきましては、帯をかけて表示しております。このページの主な項目といたしましては、第6条の「保育所等との連携」として、今回創設された地域型保育事業の対象者が原則0から2歳であることを踏まえ、3歳以降の受け入れ先としての連携施設を確保することを求めることが挙げられております。その他、第11条の「利用者を平等に取り扱う原則」などが従うべき基準となっており、第7条の「非常災害」としての非常災害設備の設置や、避難訓練等の実施及び第9条の「職員の知識及び技能の向上」等が参酌すべき基準となっております。

7ページをご覧ください。このページでは、第12条の「虐待等の禁止」や第15条、第16条の「食事の提供の特例」等に関しては、特例の場合を除いて、自園調理を行う点については従うべき基準とされており、「衛生管理等」については参酌すべき基準となっております。

8ページをご覧ください。このページの内容につきましては、第20条の「秘密保持」や第25条の「保育は保育所保育指針に準じて提供すること」が、従うべき基準となっております。また、「健康診断や運営に関する内部規定の整備、苦情対応」等については、参酌すべき基準となっております。

続きまして、9ページ以降には、各事業の規模や事業趣旨に応じた各基準を表にして記載しております。また、資料の右部分に大阪府の認可外指導監督基準とその横に認可保育所の認可基準を参考として掲載しております。国の基準検討におきましては、概ね、これらの既存の基準を基に新たな基準の検討がなされております。1つ目が保育を行う居室面積の基準でございます。家庭的保育及びそれに準ずる事業につきましては、1人あたり3.3㎡以上、またその他につきましては、認可保育所の基準水準により設定されております。下の段は、屋外遊戯場についての基準となっており、面積としては、1人あたり3.3㎡以上で、園に設けるほか、付近の公園等の代替地でも可能となっております。これらにつきましては、参酌すべき基準となっております。

10 ページをご覧ください。こちらは、職員の配置基準で従うべき基準となっております。家庭的保育関係事業につきましては3：1、居宅訪問型は1：1、それ以外は認可保育所と同様の基準となっております。また、保育従事者と合わせて、居宅訪問型を除いて、嘱託医の配置が必要となっております。

11 ページをご覧ください。このページの内容はすべて従うべき基準ですが、上段は、保育に従事する職員の資格要件に関するものですが、家庭的保育関係事業については、家庭的保育者と呼ばれる保育士または市町村がそれと同等の知識及び経験を有すると認められた者となり、その他に関しては、概ね事業の希望に応じて、保育士の割合が設定されております。下の段は給食に関する基準で、概ね原則自園調理で事業の規模に応じて、調理室または調理設備等が必要となっております。なお、自園調理につきましては、平成31年度末までの経過措置が設けられております。

12 ページをご覧ください。先ほど、共通基準のところ、連携施設の確保につきましてご説明いたしましたが、一部事業によって異なる箇所等がございますので、表にまとめております。まず、全事業とも今後連携施設を求めていくことにはなりますが、直ぐに確保できないことも想定されることから、平成31年度末までの経過措置が設けられております。また、居宅訪問型保育につきましては、障がいのある子どもを受け入れた場合などは、子どもの状況に応じた連携施設の確保が必要となってまいります。こちらの基準につきましては、従うべき基準となっております。

13 ページをご覧ください。こちらは、施設の基準として、主に避難設備等について記載しております。それぞれで専門的な避難設備等が掲げられておりますが、基本的な考えといたしまして、居宅訪問型保育以外は、現在の認可外保育施設、認可保育所の基準と同水準となっております。こちらは参酌すべきでございます。

14 ページをご覧ください。こちらには、事業所内保育を行う際の定員の設定に関する基準を記載しております。左部分が総定員数で、右側がそのうちの何人分、地域枠の定員設定が必要になるかを記載しております。例えば、一番上の全体の定員が5人以下の場合は、最低1人は地域枠の定員設定としなければならない、ということになっております。こちらは、参酌すべき基準でございます。本市といたしましては、国に準じた基準としたいと考えております。説明については、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。只今、事務局から、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)について、説明がありました。この基準内容につきましては、前回、確認に関する基準を見てまいりましたが、今回はその前の手続きとなる認可のうち、定員19名以下の地域型保育事業の認可基準を定めていくということです。前回の確認基準に引き続き、保育の具体的な内容等となりますが、それぞれのお立場から客観的に見て、門真市の実情・実態から見て、国の基準を変更すべき内容、また、今の説明に対するご質問等もございましたらお願いします。

郵橋委員 職員の一般的要件の部分で、健全な心身、児童福祉事業への熱意といった心構えが中心となっておりますが、福祉や小児発達医療を勉強したということが重要だという気がします。設備が整っている保育所と違って、設備が保育所より弱い部分もある中で、先生の

資質まで下げてしまっただけでは、保育の質を上げるという今回の制度そのものの目的とずれるのではないのでしょうか。それと合わせて、研修機会の確保についても、小規模施設では、先生が1人抜けると子どもにかかる手が減ってしまうため、研修に出にくいということがありますので、これでよいのかが若干疑問です。

委員長 只今、全事業共通ということで、第8条の職員の一般的条件と職員の知識及び技能の向上という2点について質問がありました。これらに対して事務局から説明をお願いします。

事務局 第8条の熱意のあたりについて、もう少し具体的に記載した方がよいというご意見でよろしいでしょうか。

郵橋委員 本当は、「保育士資格など」と記載できればよいのですが、今後、施設が保育士を要求してくるようになってしまうので、そのときにどれだけの保育士を確保できるのかを考えて要件としていないのだと思います。そうすると、制度そのものが子どもたちの保育の質を上げるというところからスタートしているのに、それを確保するというところが弱くならないかと思います。

事務局 今おっしゃっていただいた通り、事務局としては、あまり具体的に記載するのではなく、保育士の確保が追い付かなくて、認可外保育施設からの移行が進まないとか、それによって保育の確保ができないということがないようにしたいと考えています。勿論、条件については、後ろの資格条件のところでも見ていきますので、そこを縛り過ぎることなく、検討していただきたいです。

郵橋委員 施設ごとに条件を厳しくしていくということですか。

事務局 そうですね。そこまでは認可の際には求めていかないといけないと考えています。

郵橋委員 寝屋川市では、保育士を確保するために保育士バンクをつくるという話が出ていましたが、そのようなサポートがあって、市が研修をしっかりと行い、研修の機会の確保した上で、この人なら大丈夫という認定をし、活用できるといったような下支えを考える必要があるかと思います。そうでなければ、小規模保育施設の先生が研修に出られる機会があっても、出にくいという状況の中で質の向上・確保がどこまでできるのか非常に気になります。

事務局 そうですね。小規模保育に限らず、保育士の確保はとても大きな問題です。人材バンクが、大阪府などで実施しているところが多いですが、本市がそれを活用できるのかどうかは検討しなければいけません。確保に向けて取り組むということで、具体的には申し上げていませんが、それも合わせてやっていきたいというのが全体的な意見だったかと思います。だからといって質を下げるという方向では考えておりません。ここで記載してしまうことが、認可の条件としてよいのかということで見ると、そこまで求めていくのは厳しい基準になるかという判断で載せていません。

郵橋委員 では、具体的な条件については、きちんとした対応を求めていくということですね。それともう一つ、従うべき基準の家庭的保育事業の中で、0から2歳児は3:1になっています。これは、3人の場合は1人でよいということになってしまいます。幼稚園で預かり保育を行っていて、先生が一番困ることは、1人で様子を見なければいけない状

況になったときにトイレなどにも行けないことです。ましてや、小さい子どもで、目が離せない状況なのに3：1でよいのか疑問です。その点はどのように考えていますか。

事務局 こちらについては、現状のものを移行させるということで、現状の基準の3：1ということで考えています。確かに目を離せない状況にはなってしまうのですが、そこで2人確保していけるのかということもあります。その基準でやっていただけたところがあるのなら、その基準で実施していきたいと考えています。

郵橋委員 保育士の確保の条件がある程度整ってくれば、子どもがいるときには2人を確保することを検討するということがよろしいですか。待機児童解消加速化プランを行った際、必ず2人を要求されたのですが、それは条件としてではなく、市の認可基準として2人ということでしたか。

事務局 待機児童解消加速化プランの関係で申し上げますと、市の基準として、交代要員という意味合いも含めて2人以上ということです。3：1の基準はあくまでも最低基準ですので、最低基準を設けた上で、それ以上を必ず置いてくださいという基準を追加させていただきたいと思います。今、ご質問がありました3：1の基準は、あくまでも最低基準ということで、交代要員を含めた十分な人員の確保ということを認可する際に確認していく必要があるかと思えます。

郵橋委員 それでは、書面上では3：1だけれども、実際の民間団体では2人確保できる体制を整えてもらうという内容を含んだ考え方ですか。

事務局 あくまでも基準としては3：1ですので、実際の預かれる子どもの数や園全体での職員体制も勘案していきますので、この体制が十分にとれるのであれば、その認定で必ず2人以上配置しなければいけないというところまで考えています。

郵橋委員 それは、運用で2：1を求めるということですか。

事務局 そのような状態になることもあるということです。

郵橋委員 その辺りについて、市としてどのように考えているのでしょうか。例えば、基準としてはこれで出しますが、具体的な運用としては、このようにしたいと思っているというのがあれば、それでよいと思います。ただ、基準はこれで、運営はそのときの状況で、ということになると、基準と運用が別々になる気がしますがどうでしょうか。

事務局 今、運用でこのような形にしますとなると、それが基準ではないのかということになりますので、やはり最低基準としては3：1で、状況に応じてもう1人を配置しなければいけないかどうかを個別に判断させていただき、認可の際に求めていくという考え方がなります。認可基準としては最低のラインということです。

郵橋委員 それは分かっています。個別の状況ということがどのようなことなのかを聞いているのです。認可の際に、必ず2人置いてくださいと言われましたので、門真の基準と運用はそうであると思っていましたが、今の説明を聞くと別の基準で運用されており、個別の場合があるというように捉えられます。その基準がどのようなものなのか、はっきり示せばよいと思います。

事務局 今、現状では、もう1人求めるといったようなことは明確に決めていませんので、この場ではっきりとしたお答えはできません。

郵橋委員 では、とりあえず基準はこれで定めて、運用面については、別のタイミングでご説明いただけたということでしょうか。

事務局 はい。どのようにお示しするか検討させていただきたいと思います。事務局としては、認可基準はこれで定めたいと思います。基準に対してプラス1名ということであれば、それはご意見として伺っておきます。

郵橋委員 わかりました。

委員長 よろしいでしょうか。待機児童解消加速化プランの中で2名以上の対応を検討されているということですか。

事務局 そうですね。現状では待機児童解消加速化プランということで、前倒しで1、2歳児の預かり保育を、たちばな幼稚園とめぐみ幼稚園の2か所で本年度4月からスタートさせていただいています。こちらの基準を定める際に、国の要件よりも手厚いものでお願いしたところがあります。

委員長 わかりました。それを基準ということにしたのですか。

郵橋委員 基準を早く決めなければいけないのはわかりますが、基準の運用についてはこちらで検討させていただきますということであればよいのですが、そこが同じであれば、この前の話はどうだったのだろうということで、お聞きしたいと思いました。

委員長 事務局からまた改めて説明していただくということで、よろしくお願いします。

内藤委員 保育従事者というのは、保育士の資格を持っている人のことですか。補助者というのは、保育士の資格を持ってない人のことですか。

委員長 保育従事者と補助者の違いについてのご質問です。

事務局 家庭的保育者と家庭的保育補助者については、受けていただく研修の内容が違うところがあります。

先ず、保育従事者というものは資格の有無ではなく、10 ページにおいては、保育に従事する人という一般的な名称です。補助者というのは、あくまでもそれを補助する方ということで用いています。それをさらに掘り下げる基準として、11 ページに保育補助者という人がどのような資格を持っていなければいけないかが記載してあります。そこで、保育士の資格を有するのか、有するのであれば、どれくらいの割合で保育士の資格を持っている人を配置しなければいけないのかということに記載しています。保育従事者イコール保育士の資格を有するというものではありません。

内藤委員 説明は分かりましたが、非常にややこしいですね。

委員長 他にはご質問、ご意見等はございませんか。

澤田委員 2点ございます。1点目は、参考に聞かせてほしいことです。事業所内保育事業に関して、門真市でどのくらいの事業所が対象であるのか、見込みがあるのかということ、現段階で分かっている範囲で教えていただきたいと思います。2点目は全体的なことですが、もともと質を確保するということが一番重要だと思います。今回は進めていく、確保することから、質が置いてきぼりになっていくという感じが見えてきているのも事実だと思います。そのような中で是非運用の部分で質の方をフォローしていかないといけません。基準として決まったことが全てにならないように、是非お願いします。

余分に人を割けないということを前提に、運用の部分では気を遣っていく必要があると思います。今後、具体的な内容になってくると、そのようなことにも配慮しなければいけません。一番心配しているのは、3：1の配置について、1人の先生が3人を見ると質が落ちるという考えもありますが、実は1人の先生の余裕がなくなり見られなくなることです。つまり、先生に対する負荷が大きくなるのが結果的に質を下げることに繋がっていきますので、管理する方の割合というものは運用上で見ていかないと結果として質を下げることになります。今後、特に運用に関しては細かい配慮をしていただき、進めていただきたいと思います。

委員長 澤田委員から2点のご意見がありました。2点目は質の高い保育のために運用の際にしっかりと検討してほしいということです。1点目は、門真市内の事業所内保育事業の実施状況や予定についてのご質問でした。事務局から説明をお願いします。

事務局 事業所内保育所ですが、現在把握しているものは7か所です。今後の移行希望については、まだ移行調査が終わっていませんので、把握できておりません。

委員長 7か所ということですが、よろしいでしょうか。
他にはご質問はございませんか。ご質問、ご意見が出尽くしたと判断させていただきます。

(2) 保育の必要性の認定に関する基準(案)について

事務局 それでは、議題2についてご説明いたします。資料2をご覧ください。はじめに、1ページをご覧くださいと、ニーズ量の見込みの際にお示ししております1号から3号の認定区分についてお示ししております。この区分は、子どもの年齢および保育の必要性の有無によって定まることとなっております。この保育の必要性の認定を行うための基準をこの議題でお示ししております。

次に、2ページをご覧ください。先ず、上の部分に認定から入所の流れを記載しておりますが、大まかに申し上げますと、①保育の必要性の事由、②保育の必要量による区分と③優先利用を勘案して、保育の必要性の認定及び優先順位付けを行っていくこととなります。1点目の「保育の必要性の事由」については、これまでの保育要件の考え方に近いもので、新制度では、今回の参考資料2として配布しております子ども・子育て支援法施行規則に規定されております。資料の左側の現在の保育に欠ける事由と比較いたしまして、新たに追加、変更があった項目について下線を引いております。①就労要件として、新制度では正規雇用、非正規雇用を問わず、パートタイム等の就労を要件とすることとなっております。また、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVの恐れがあること、⑨育休中の継続利用が必要であることについても、新たに設けられております。3ページをご覧ください。2つ目の「保育必要量の区分」については、今回新たに保育標準時間と保育短時間の2区分に分かれることとなっております。標準時間は、非正規雇用も含めた月120時間程度以上の就労があれば最大11時間の保育が利用できるもので、一方、短時間は、一定の就労時間があれば、最大8時間の保育が利用できるものとなっております。

す。この短時間に該当する就労要件としての最短の下限時間を月 48 時間から 64 時間の間で各市町村が定めることとなっております。3つ目の「優先利用」については、利用を行う際の優先利用を考慮する項目となっております。現在、国から例示のある項目を記載しております。優先利用の具体的な実施方法等は現在未定でございます。4 ページをご覧ください。このページ以降には、ただいまの 3 点についての市の方向性を記載しております。1 点目の保育の必要性の事由につきましては、現在の制度における本市の現行の運用内容も含めた事由を、併せて記載しております。先ほど、挙げさせていただいた新たな国の項目を中心にご説明いたします。先ず、3 段目の就労でございますが、本市では、現状におきましても、1 日 4 時間の比較的短時間勤務の方についても対象としております。

また、5 ページに移っていただきまして、下から 2 段目の求職活動、その下の就学につきましても、それぞれ運用欄に記載している内容で対象としております。

さらに、6 ページの虐待、育休中の取扱いにつきましても、現行において概ね対応しているところでございます。このたびの新制度におきまして、要件が制度上明確化されたことにはなりますが、本市といたしましては、これまでも既に運用していますので、大きな変更はございません。また、保育の必要量に関する区分に関しましては、現行の制度ではございませんが、現在の入所要件といたしまして、1 日 4 時間、月 16 日以上で合計 1 ヶ月あたり 64 時間以上の保護者の就労を設定しております。その上で、保育短時間の認定を受ける就労の下限時間としては、現行と同じ 64 時間を設定したいと考えております。

7 ページに、64 時間に設定する市の考え方を記載しております。昨年実施いたしましたニーズ調査の結果をもとに、就労実態をまとめておりますが、門真市の実態といたしましては、全体の 90.7% が 64 時間以上の勤務となっております。64 時間の設定とすると、現在のニーズをほぼ満たせるものとなっております。また、保護者の就労時間が 48 時間から 64 時間未満までの場合につきましては、一時預かりを含めたさまざまな子育て支援策で対応していく方向で考えております。

最後に、8 ページに優先利用の考え方を記載しておりますが、上段には現行の運用、下段には国の例示事項を記載しております。現行におきましては、ひとり親世帯、生活保護世帯等につきまして、調整点として加点した上、同点になった場合、右側の項目により優先順位をつけております。下の国の例示項目は現段階の内容であり、今後、国の通知等や現行の運用、利用者の傾向を踏まえて検討し、決定いたしますが、現段階で示されている項目を基にいったんお諮りしたいと考えております。

議題 2 の説明については、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。只今、事務局より保育の必要性の認定に関する基準(案)について説明がありました。確認ですが、保育の必要性の認定につきましては、現行の保育要件とほぼ同様の考え方になっており、基本的には国の法規則等で定められておりますので、確認ということになるかと思いますが、保育認定区分の短時間認定等、どの範囲で行うかということなどが焦点になるかと思っております。

委員のみなさんからご質問、ご意見等があればよろしく申し上げます。

内藤委員 1番最後のページの優先利用事項で、申込み後に可か不可かの返事が来るのだと思いますが、そのときに細かい優先順位や点数等は保護者に通知されますか。

委員長 現行での返答でよろしいですか。

内藤委員 現行も含めてです。保護者が、何が足りなくて不可になったのか、知りたいと思います。

委員長 8ページ目の優先順位について、保護者にどのように説明をされているかということです。

事務局 先ず、現行制度について申し上げます。保育要件のところで基本の指数を設けさせていただいています。この中で、例えば、就労要件で入られている方でしたら、就労時間の長さによって点数が決まり、長い方ほど高い点数をつけさせていただいています。それに加えて、家庭特記事項としてひとり親の方、単身赴任等で実質的にひとり親のような状態になっている方、生活保護世帯の方、というようところで加点をさせていただいています。合計の点数については、保護者の方からのお問い合わせ等に応じて、こちらからお答をさせていただくことは可能です。また、申込みの際に提出書類を提示させていただいて、ご自身がどの点数になるのかと言われた方にもお答えさせていただいています。ただ、優先事項については、あくまでも同点となった場合、例えば、同じ10点満点になったときに、どの方を優先にするのかを判断するときの事項にさせていただき、調整をさせていただいています。こちらから点数をお伝えすることはありませんが、お問い合わせやお申込みの際にお訊ねいただければ、お答えさせていただいています。

委員長 今の説明でよろしいでしょうか。

内藤委員 はい。

委員長 他にはいかがですか。

内藤委員 以前に説明していただいたときに申し上げたのですが、3ページの①で全ての就労に対応するということですので、正規雇用・非正規雇用を問わずと明記していただく方がわかりやすいと思います。

委員長 基本的には現在就労している場合、現行の場合は昼間で共働きの方が前提ですが、新制度になると対象が就労者全体に広がってきます。就労されているという広い捉え方でよいかと思います。

内藤委員 パート、アルバイトでもフルタイムの方もおられると思います。ただ、正社員の方が有利のかなという意識を持ってしまいがちですが、そのような雇用形態には関係ないということですね。

委員長 基本的には正規雇用であろうと非正規雇用であろうと関係はありません。

他にはよろしいでしょうか。

特にご意見はないということで、本日の議題は以上となります。

本日は、最低基準の確認ということが主でしたが、運営する際には質の向上ということ念頭に置いた形で検討すべきだという提案がありました。そのような形で事務局の今後の取り組みを行っていただければありがたいと思います。

(3) その他

事務局 その他といたしまして、事務局より今後の予定についてお知らせをさせていただきます。今回、お諮りしました基準につきましては、この後、本市の案として調整し決定した後、基準素案に対する市民の方からの意見を募集するパブリックコメントを実施いたします。また、パブリックコメントで寄せられたご意見に対し、市として対応を検討した上で基準項目を条例案として、8月の教育委員会定例会を経て、9月の市議会に上程する予定となっております。また、この会議の開催について、次回は計画内容の検討を予定しており、開催時期につきましては8月または9月を予定しております。また、詳細の日程等が決まりましたら、通知を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

邨橋委員 是非議論させていただきたいのですが、前回のときに「私立幼稚園の円滑なる移行について」という文章お渡ししました。それに関連して、事務局には、手続きについて、できるだけ早く案を出していただき、それを幼稚園、保育所を含めて検討して上で、門真市として子どもたちにとって最良の条件になるような形のを、この会議で挙げていただく方向をとっていただくように提案させていただいています。例えば、幼稚園は9月1日から募集が始まり、10月1日が受付です。そうすると1号認定の子どもたちは今まで通りの受付ですが、2号認定の子どもたちはその入園決定が2月にずれ込んでしまいます。その段階で調整が入るので、違う園にならないのかということが、その段階では初めて分かるというような不具合が考えられます。門真市の入園決定時期をできる限り繰り上げるとか、次年度以降、2号認定は最初に申請して認定を受けてから申込みをするという形ではなく、最初から10月の決定ということも可能ではないかと思えます。ちなみに今年度10月1日、来年度27年度から認定こども園を移行しようという園は実は保育料が決まってないので説明できないのです。現行のままの幼稚園でしたら保育料がいくらと言えますが、認定こども園を計画している園では保育料は4月に決まるのかどうかといった話では、保護者の方も不安です。同じ「幼稚園」という名称を使っているながら、料金が違うとか、保育料もわからない、2号になればどうなるのかわからないという状況になりかねません。それらをできるだけ早い時期に調整していただきたいということで、事務局にお願いしています。できれば、そのことを念頭に置いていただき、ご検討いただきたいと思えます。

委員長 まだ詰め切れていない部分があり、幼稚園、保育所にとって、今回の新制度は死活問題ですので、事前の事務局側からの打ち合わせのご要望ということで、よろしくお願いいたします。

では、第6回門真市子ども・子育て会議を終了させていただきます。長時間、ありがとうございました。

<閉会>